

○財務省告示第三百三十三号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十年十月二十九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年十一月九日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	国庫短期証券（第七百九十二回）
二	発行の根拠の法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下
四	発行方法	

八		七		六		五	
額最		払込		発		方募	
低	行争非者特	入札	価格	行争非者特	入札	価格	入札
額	入札	格	競	入札	格	競	格
面	格	第	行	格	第	行	競
金	第	I	争	I	I	争	争
	I	加	額	加	加	額	の
	加	場	額	場	場	額	の
五		円	八		額	千	額
万		千	十		面	万	面
円		九	六		金	円	金
		十	兆		額	額	額
		四	四		で	で	で
		千	千		八	三	兆
		五	九		千	兆	四
		億	百		八	千	九
		九	十		十	九	百
		千	四		九	百	十
		八	億		億	億	億
		百	十		円	円	円
		八	億				
		万	五				
		七	千				
		百	三				
			百				
			九				

「国債市場特別参加者・第I非

価格競争入札発行」という。

各申込みのうち応募価格の高い

ものからその応募額を順次割り

当てる。各市場特別参加者ごとの

各国債市場特別参加者ごとの

募集限度額の範囲内において各

申込みの応募額を割り当てる。

千円額で三兆四千九百十億四

億八千九百十億円

千円額で八千九百十億

円

十兆四千九百四十億

五千三百九

億九千四百五十

万九千四百五十

万九千四百五十

万九千四百五十

万九千四百五十

万九千四百五十

